

## 法律及び司法改革に関する指導委員会の設立に関する政令

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の形成に関する 2013 年 9 月 24 日付勅令第 0913/903 号
- 閣僚評議会の組織及び権能に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅許第 02/94 号
- 司法省の設立に関する法律を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅許第 0196/04 号
- 国家改革高等評議会及び国家改革高等評議会により監督される総合改革評議会の取消しに関する 2013 年 10 月 1 日付勅令第 1013/946 号
- 司法省の組織及び権能に関する 2007 年 5 月 11 日付政令第 47 号を見て
- 司法省の要請を参照して

ここに以下を決定した

### 第 1 条

法律及び司法改革に関する指導委員会は、指示及び政府の政策に即した法律及び司法改革に導くために設立される。

### 第 2 条

本委員会は、以下の任務を有する。

- 王国政府の政策及び将来を見据えた改革に即した法律及び司法改革に関連する調査を行い、プログラム活動を含む戦略計画を作成すること
- 王国政府の将来を見据えた改革に即した法律及び司法改革に資するプログラム活動及びその他の必要な措置を含む戦略計画案に関する審査及び決定のための提案を王国政府へ提出すること
- 王国政府により承認された法律及び司法改革の戦略計画及びプログラム活動の実施の確実な実行及びフォローアップをすること
- 法律及び司法制度改革の戦略計画及びプログラム活動の実施について責任を負うあらゆる関連機関のために必要な指針を発行すること
- 法律及び司法制度改革の戦略計画及びプログラム活動の実施の実効性を確保するため関係機関のプログラム活動を円滑にすること
- 王国政府の同意を得たうえで裁判所改革のための必要な措置を運用できるようにすること
- 法律及び司法制度改革の戦略計画及びプログラム活動に資するプロジェクトの実施のためのリソースを動員するため、国内及び国際的な開発パートナーと連携及び調整すること
- 法律及び司法制度改革に資する試行プロジェクト、特にモデル裁判所、裁判所制度外の代替解決制度を実施及び開発すること
- 法律及び司法制度改革の情報、活動及び達成事項を普及すること

- 王国政府により提供されるその他の業務を実施すること

### 第3条

本委員会は、以下の構成員から成る。

- 司法大臣		議長
- 司法省次官	1名	副議長
- 司法省次官		委員
- 最高裁判所副長官	1名	委員
- 最高裁判所に付属する検事総長	1名	委員
- 控訴裁判所長官	1名	委員
- 控訴裁判所に付属する検事長	1名	委員
- 閣僚評議会議長官	1名	委員
- 経済・財政省次官	1名	委員
- 内務省次官	1名	委員
- 社会問題省次官	1名	委員
- 汚職防止ユニット代表	1名	委員
- 事務局代表		委員

本委員会の委員の任命は、別の政令により行われることとする。

### 第4条

本委員会は、議長の招集通知を通じ、少なくとも6か月に1回、会議を開催する。議長は、必要な場合、他の関連する省／機関をこの会議に参加するよう招集することができる。議長は、欠席の場合、会議を主導する権限を副議長に委任することができる。

### 第5条

本委員会は、常設事務局により補佐される。この常設事務局の組織及び権能は、司法大臣の大臣令により任命される。

常設事務局は、必要な場合、副局長1名と共に、1名の局長により主導される。局長、副局長及び他のメンバーは、司法大臣の大臣令により任命される。

### 第6条

法律及び司法制度改革に関する指導委員会は、自己の業務を遂行するため司法省の印を使用することができる。

### 第7条

本委員会は、司法省の年間予算とは別の予算パッケージである国家予算により財政的に支えられる。

委員会は、国家及び国際的な開発パートナーにより支えられた財源を受領及び管理する権利を有する。

### 第8条

本政令に反する他の法規定は、無効とみなされるものとする。

## 第9条

閣僚審議会担当大臣，経済財政大臣，司法大臣，他の省の大臣及びあらゆる関係機関の代表は，本署名日からそれぞれの責務に従って本政令の実行を担当する。

2013年10月24日  
署名 首相 Hun Sen